

令和8年度高知県清流保全パートナーズ協定事業寄附金募集要領

高知食糧株式会社
高知県自然共生課

1 目的

高知食糧株式会社と高知県は、「協働の川づくり事業」パートナーズ協定を平成23年から締結しています。この協定に基づき、高知食糧株式会社では、高知県の清流保全活動を推進することを目的として、環境にやさしい無洗米の売上げの一部を、寄附金として清流保全活動を行う団体に助成をしています。

2 寄附金助成内容

(1) 助成対象

河川の清掃活動、フィールドにおける環境学習活動や親子が川に親しむイベント活動等を行う高知県内の学校、団体、NPO法人等で、定款、寄附行為、会則等を整備している団体等とします。

(2) 助成内容

上記の事業を実施するために令和8年度中(選定の日～令和9年3月31日の間)の活動に要する経費の全額、またはその一部とします。(助成額の上限はありません。)

3 応募方法等

(1) 応募期間

令和8年4月27日(月)から令和9年2月1日(月)まで ※締切日必着

(2) 応募手続き等

ア 助成を希望する団体等は、交付申請書(以下「申請書」といいます。)に必要書類と規約等の資料を添付して、高知県自然共生課へ提出してください。

イ 申請書の様式は、高知県自然共生課または高知食糧株式会社のホームページからダウンロードして使用してください。

※ホームページアドレス

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030701/2021040900257.html>(高知県自然共生課)

<https://www.k-shoku.jp/>(高知食糧株式会社)

ウ 提出していただいた申請書及び添付書類は、返却できませんのでご了承ください。

4 選定方法及びその結果

(1) 選定方法

高知食糧株式会社の河川保全活動支援審査会で審議を行い、助成先及び助成金額を決定します。

(2) 選定結果

文書により申請を行った団体等にその選定結果(採否)を通知します。

5 問合せ先及び申請書の送付先

高知県林業振興・環境部 自然共生課 四万十川・清流担当 まで
〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52 (高知県庁西庁舎5階)
TEL 088-821-4863 FAX 088-821-4530